

離縁の際に称していた氏を称する届の記入例

(戸籍法73条の2の届)

(養子離縁届と同時に届け出る場合)

届出する年月日を記入してください。

離縁の際に称していた氏を称する届
(戸籍法73条の2の届)

令和 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長 印				
送付 令和 年 月 日 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

現在(離縁前)の氏名を書きます。

(よみかた) (現在の氏名、離縁届とともに届け出るときは離縁前の氏名)
ひがしおうみ たるう

(1) 離縁の際に称していた氏を称する人の氏名
氏 東近江 太郎 名 平成4 年 5 月 1 日生

(2) 住 所 滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番 号

(よみかた) しが けんいち
(住民登録をして) 世帯主の氏名 滋賀 健一
いるところ

現在(離縁前)の本籍・筆頭者氏名を書きます。

(3) 本 籍 (離縁届とともに届け出るときは、離縁前の本籍) 滋賀県東近江市八日市緑町10 番地 番

筆頭者の氏名 東近江 一太郎

(4) (よみかた) 氏 変更前(現在称している氏) 現在の氏(離縁前) 東近江 変更後(離縁の際称していた氏) 変更後の氏(離縁後) 東近江 ひがしおうみ

(5) 縁 組 年 月 日 平成8 年 10 月 12 日

(6) 離 縁 年 月 日 令和元 年 5 月 1 日

(7) 離縁の際に称していた氏を称した後の本籍 (3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番

筆頭者の氏名 東近江 太郎

(8) そ の 他

(9) 届 出 人 署名 押 印 (変更前の氏名) 現在(離縁前)の氏名で署名します。押印は任意です。 東近江 太郎 印

養子縁組届出の年月日を記入します。

縁組の日から離縁の日まで7年を経過していないといけません。

協議離縁のときは届出日
裁判離縁のときは
・審判または判決の確定日
・調停または和解の成立日
・請求の認諾の日

届出できるのは15歳以上の本人のみです。(15歳未満の方はたとえ法定代理人であっても代わってすることはできません。)

変更後(離縁後)の本籍をどこに定めるかを書きます。

変更後(離縁後)の本人の氏名を書きます。

提出期間は、離縁の日から3カ月以内に限られます。また、家庭裁判所の許可も必要としません。

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅・勤務先 []・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

養子離縁届出でいったん縁組前の氏に戻った方が、3ヶ月以内に73条の2の届を提出する場合

養子離縁届により、養子縁組前の氏に戻っているので、変更後の氏の欄以外は縁組前の氏を記入し、署名も縁組前の氏で署名してください。